

申請
受付中

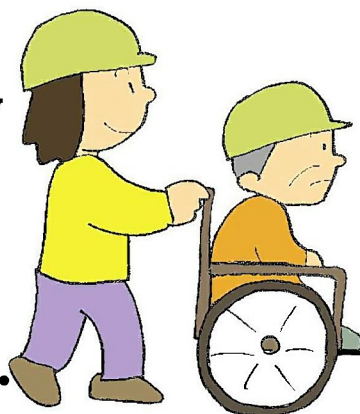
災害時でも必ず助ける！

避難支援個別計画

あい・愛プラン

災害から逃れるための準備や避難行動が困難な人たちが、
実は、あなたの身近にもいらっしゃいます。

まかせて！



ありがとう！

特別なことは
できないけれど・・・

助けることができる方は、ぜひ「避難支援者」になってあげてください。車いすや担架による「移動支援」を思い浮かべる方も多いですが、「声かけ」などによる情報伝達や、「付き添い」だけでも、十分な助けになることが多いです。近くに住む方から避難支援者になって欲しいと依頼があれば、ぜひご検討ください。

普段は大丈夫
なんだけど・・・

助けが必要と思う方は、「避難支援個別計画登録申請書」に必要事項を記入し、伊予市に申請してください。最初は基本的な情報だけで気軽に申請いただくことができ、少しずつ避難支援者などの情報を追加していくことができます。

登録
申請書

いつでも登録・申請
することができます。

被害は
ありませんか？



手続きは、市民課、福祉課、長寿介護課、保健センター、各地域事務所、各支所でできます。

また、自主防災会、民生児童委員、高齢者見守り員、ケアマネジャー、保健師にもご相談いただけます。

高齢者や障がい者など、一定の特別な配慮が必要な人のことを「要配慮者」といいます。要配慮者の中には、避難情報を得にくい人、避難準備が難しい人、徒歩での避難が難しい人、いつもと違う環境になるとパニックになる人、特別な薬や医療・介護器具が必要な人など、避難中や避難先での心身への特別なケアが必要となる方が多く、それらの方は「避難行動要支援者」と呼ばれ、日頃からの備えと併せて、周囲の人たちの思いやりが特に必要です。

お問い合わせは
伊予市総務部危機管理課
☎982-1218

防災伊予市

検索

避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者は、高齢者や障がい者の方ばかりではありません。災害時に何らかの避難支援が必要な人は全て「避難行動要支援者」です。

- ① 65歳以上の者のうち単身で居住する人
- ② 介護保険法に基づく要介護3以上の認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳（1～3級）の交付を受けている人
- ④ 療育手帳の交付を受けている人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の交付を受けている人
- ⑥ 妊産婦及び乳幼児
- ⑦ 難病認定を受けている人
- ⑧ 日本語の理解が困難な人
- ⑨ けがや病気などにより一時的に身体が不自由な人
- ⑩ 上記に準ずると認められる人

よくある質問と回答（FAQ）

No.	質問	回答
1	避難行動要支援者として登録・申請を受け付けてもらえるかどうか分かりません。	災害時に避難支援が少しでも必要と本人やご家族が判断したら、登録・申請することが可能です。
2	登録・申請したいが、避難支援者がまだ決まっていません。	申請書の①と②が記入できれば申請・登録が可能です。このまま登録・申請し、後で避難支援者が見つかったら、お手元の登録申請書に記入して伊予市に提出しましょう。
3	災害時に避難支援するのは行政の責任であり、登録・申請しなくても支援するのは当然ではないのか。	防災の取り組みは「自助」が基本で、これは要配慮者であっても同じです。登録・申請は自助の一環。特別な避難支援が必要な方やそのご家族は、この事業を利用して適切な避難支援を受けられるようにしましょう。
4	身近に信頼できる人がおらず、避難支援者を決められません。	申請書の①と②が記入できれば申請・登録が可能です。災害時の避難支援者は欠かせません。日頃から近所の方々と信頼関係を少しずつ築いていくことが一番大事です。不安な方は、いつでもご相談ください。
5	登録・申請書をどこに提出すればいいのか分かりません。	伊予市役所の1階窓口、保健センター、地域事務所、支所で受け付けています。また、持参することが難しい場合は、代理の方にお問い合わせして提出してもらうことも可能です。
6	個人情報ちゃんと守られるのか不安です。	登録・申請いただいた方の情報は、市が管理運用し、平常時から、地域支援者、本人が住む地域の自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会などからの申請によって提供されます。個人情報保護に関する誓約も行われ、法による罰則も規定されています。伊予市は、個人情報の保護が行われるよう責任を持って運用します。
7	登録・申請は強制ですか。絶対にやらなければならないものですか。	いいえ、強制ではありません。必要がなければ登録・申請しなくても構いません。じっくり考えて、もし災害の時に支援が必要だと思ったら、いつでもご相談ください。